

平成27年度第3回弘前市地域密着型サービス運営委員会会議録

日 時 平成28年1月22日(金) 午後1時～午後2時

場 所 弘前市役所4階 第1会議室

出席委員 本田親男、波多野厚緑、中村亨、前田淳彦
島浩之、今幸夫、木村留次郎、丹藤雄介

欠席委員 田村瑞穂、小川幸裕、吉本睦子、奈良岡裕次、長内郁子

事務局 健康福祉部長 福田剛志、介護福祉課長 須藤悟、課長補佐 奈良岡直人
介護事業係長 山谷互、介護事業係主査 廣田洋平

○案件1 弘前市指定地域密着型サービス等の事業に係る基準等を定める条例の一部改正(案)

介護福祉課介護事業係 山谷係長が案件1について説明

発言者	内容
波多野副会長	はい、説明ありがとうございました。 厚生労働省の条項と弘前市の条項がずれているのをよく見るのですが、あれはどういうことなののでしょうか。
山谷係長	介護保険法の改正に伴って、条や項をまとめたり削除したりすると引用しているものがずれますので、それに対応するために弘前市の条項がずれている場合があります。
須藤課長	現時点で厚生労働省から省令が出ておりませんので、今回の資料は省令案に基づき作成しております。市の方でも条例改正の手続きがありますので3月議会で上程して改正するという段取りになっております。
波多野副会長	流れとしては、本日の委員会で意見をもらったうえで、3月議会で承認が得られた後に通知が事業者が届くということでしょうか。
須藤課長	そのような流れになります。現時点では、まだ条例案の段階ですので、事業者にも市側から情報提供等は特にしておりません。議会が終了次第、早急に事業者には連絡したいと考えております。
丹藤委員	今回の資料にある、運営推進会議の定義は決まっているのでしょうか。それとも各施設で独自に定めるものなのでしょうか。
山谷係長	運営推進会議に出席する方は資料にもありますが、入居者、入居者家族、地域住民代表者、市職員もしくは地域包括支援センター職員、施設職員等となっております。運営推進会議の内容については既に各グループホームで開催されておりますので、その内容に則り行うものとなります。

本田委員	グループホームだけでも、市職員が出席するのが大変だったと思うんですけど、さらに負担が増えて大丈夫なものなのでしょうか。
山谷係長	グループホームは二カ月に一回開催だったのに対し、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の場合には六カ月に一回と事務の軽減のために頻度が少なく設定されていますので大丈夫だと考えております。
丹藤委員	運営推進会議というものを今まで知らなかったのですが、この会議に出席した場合、事業者側から出席料を渡されたりすることはあるのでしょうか。
山谷係長	私たちはボランティアではなく公務員として参加しているので、参加料等をいただくことはありません。
丹藤委員	公務員以外の参加者に対して、出席料を渡したりすることは事業者側で勝手に決めてよいものなのでしょうか。
山谷係長	その点に関しては、特に取り決めはないので各事業所に任せております。
本田委員	条例の定め方についてですが、細かい部分については三年に一回程度改正があると思いますが、全体の基準条例に関する条例を作ってしまう中で独自基準を別途定める形にした方が事務手続き的には手がかからないと思いますが、そのような考え方は特にしていませんでしたか。
須藤課長	現時点では考えておりませんが、今後状況を考えながら見直しをする必要があるかどうか再考していきたいと思っております。
波多野副会長	この運営推進会議の報告書等は市に提出されるのですか。
須藤課長	市の職員が参加した場合は、その職員が報告書を作成し、参加しなかった場合には事業所側で報告書を作成していただき、市に提出してもらっております。
本田委員	条例が4月1日施行となって、そこから正式に各事業所に対して通知すると思うのですが、実際に一回目の運営推進会議はいつごろになるものなのでしょうか。
須藤課長	六カ月に1回開催というのを基準に考えていけば、28年の9月までには1回開催する必要があると考えております。
島委員	78条の地域との連携についてですが、「指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない」とありますが、実際にこれはどういう場合でしょうか。

山谷係長	4階建ての有料老人ホーム等の1階部分で通所介護サービスを提供している場合等で、同じ建物内の有料老人ホームの入居者を囲い込みしないように、ほかの地域住民にもサービスの提供をするよう努めるということです。
波多野副会長	条例の順番ですが、77条が「衛生管理」、78条が「地域との連携等」、79条「記録の整備」、80条が準用とあるので、ここに入れるよりも、もっと前の方に入れ込む方が良いのではないかと思います。
山谷係長	この順番については国の方針に沿って入れ込んでおりました。
波多野副会長	端から見た感じだと違和感があるので、国の方針も大事ですが、事業者が見やすくなるように次回見直し等を行う機会があれば再考してもらえればと思います。
前田委員	条例の作り方についてですが、78条に追加した部分が予防と予防ではない方で順番が違うのですが、これはどういうことでしょうか。
奈良岡補佐	こちらも基準の省令案に則ったものになります。当初は条例同士で合わせようと当課でも動いていたのですが、法規担当に確認した所、基準省令に沿った形の方が良いと助言を受けたので、現在の所そのような形になっております。
波多野副会長	本来であれば条項の順番として、最初の方に定義があってその後に細かい内容が来るべきであるのに今回の所は、それが逆になっているので機会があれば調整するよう検討していただければと思います。
須藤課長	法規担当とも話し合いの上、検討していきたいと思います。
波多野副会長	他に意見質問等がある方はいらっしゃいますか。 それではこれで平成27年度第3回弘前市地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。